

官民連携による被災者支援体制整備事業

5年度予算案 46百万円（新規）

事業概要・目的

- 災害の頻発化・激甚化、巨大災害の懸念、超高齢社会の中、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで被災者支援を担うことは難しいことから、専門性を持つNPO等のボランティアや企業等の多様な主体が、被災者支援の担い手として、その能力を有効に発揮できる体制を整備する必要がある。
- このような民間団体や企業等による被災者支援活動を促進するためには、都道府県レベルで、多様な被災者支援の担い手間の連携、情報共有が重要であり、このような役割（コーディネーション）を担う中間支援組織等の体制整備や強化が必要である。
- また、被災者支援の実態を調査し、中間支援組織等に求められる機能や活動の現状を把握することで、効率的で質の高い被災者支援の実現を目指す。

事業イメージ・具体例

(1) 都道府県域における官民連携体制の整備

- 官民連携による被災者支援活動を行っている県においてモデル事業を実施。なお、事業実施にあたっては、官民連携体制（中間支援組織等）の立上げ・構築（セットアップ）に必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる都道府県を選定。

【モデル事業の主な内容】

- ・ 行政、民間団体等とのネットワーク構築・強化
- ・ 行政、民間団体等との連絡会議等の設置・運営
- ・ 中間支援組織等の役割強化
- ・ 官民連携の促進イベント開催

(2) 都道府県域・全国域での被災者支援活動の実態調査

- ・ 近年の被災地における被災者支援の実態調査
- ・ 官民による被災者支援活動の実態や中間支援組織等の役割の実態調査

期待される効果

- 災害時の調整の要となる中間支援組織等が平時から活動することで、災害時の円滑な活動調整が可能となる。
- 中間支援組織が未整備の都道府県における整備、活動の活性化が進む。
- 被災者支援における共助の幅や質が向上し、行政の負担の軽減が期待される。

「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業公募要領

1. 令和5年度 官民連携による被災者支援体制整備事業（モデル事業）

(1) 目的

災害の頻発化・激甚化、巨大災害の懸念、超高齢社会の中、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで被災者支援を担うことは難しいことから、専門性を持つNPO等のボランティアや企業等の多様な主体が、被災者支援の担い手として、その能力を有効に発揮できる体制を整備する必要があります。

専門性を有するNPO、企業等の多様な民間主体が、被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できる環境を整備するためには、都道府県域レベルで、多様な担い手間の活動調整や情報共有等のコーディネーションを行う「災害中間支援組織」の設置・機能強化等が重要です。そのため、災害中間支援組織を設置・機能強化している（しようとしている）都道府県に対して、内閣府がモデル事業の枠組みで必要な支援を行い、取組のさらなる加速化を図ります。

また、本モデル事業で得た知見やノウハウについては、他の都道府県に対して広く横展開を図り、全国において災害中間支援の設置等に向けた取組が進むよう支援します。

(2) モデル事業の取組例

各都道府県は、災害中間支援組織の設置・機能強化等を図るため、以下に掲げる取組例を参考に、具体の事業を展開することとする。なお、以下の取組全てを実施する必要はなく、また、以下に掲げる取組以外であっても、地域の実情等に応じて特色ある取組を行うことも可能とする。

(ア) 行政や民間団体等との連絡会開催

- ・ 同様の会議体が既に設置されている場合は、当該会議体を活用すること。また、必要に応じて有識者を招聘すること。

(イ) 行政・民間団体等とのネットワーク強化

- ・ メーリングリスト管理（宛先リストの管理）やメールマガジン発行等の取組を実施すること。

(ウ) 官民連携促進イベント

- ・ シンポジウムやセミナー等を開催すること。

(エ) 官民連携（災害中間支援組織等の活動）に関する取組指針等の策定

- ・ 指針等策定に当たり有識者の意見等も反映すること。

(オ) 行政・民間団体等との訓練

- ・ 地震や水災害による被害を想定し、被災地における連携体制のシミュレーションを実施し、検証や改善につなげること。

(カ) 自治体職員に対する研修

- ・ 災害中間支援組織の役割等について意識共有を図ること。
- (キ) 災害中間支援組織等が実施する地域住民に対する研修・防災に関する普及啓発
 - ・ 地域住民の防災意識の向上に向けた研修や防災に関する普及啓発を図ること。
- (ク) 災害中間支援組織（候補団体）に対する研修
 - ・ 災害中間支援組織の健全運営に向け、組織運営論、資金調達手法、法務関係等に関する知識・ノウハウ習得のための座学講義を実施すること。
- (ケ) 先進的な取組を行っている都道府県等への視察
 - ・ 官民連携による被災者支援、災害中間支援組織の設置・機能強化等に関する取組が先進的な地域を視察すること。
- (コ) 県内の防災関係団体の調査
 - ・ 県内で防災に関する取組を行う（行うつもりのある）団体の現状調査を実施すること。
- (サ) 地域ブロック内の都道府県に対する取組の横展開
 - ・ モデル事業の進捗状況や結果について、地域ブロック内の都道府県、災害中間支援組織等を集めたブロック会議を開催し、知見やノウハウの共有を図ること。
- (シ) その他、官民連携による被災者支援体制、災害中間支援組織の設置・機能強化に関し必要な事業
 - ・ モデル事業の進捗状況等も踏まえつつ、必要な取組を実施すること。

(3) モデル事業の応募要件

モデル事業を実施するに当たり、各都道府県における災害中間支援組織の設置・機能強化等の実効性の確保を図るため、以下に掲げる事項を要件とする。

- ・ 令和6年度末までに、災害中間支援組織を設置することを目指した取組であること。
(既に災害中間支援組織が設置されている都道府県については、同組織の機能強化を目指した取組であること)
- ・ 令和6年度末までに、都道府県地域防災計画に災害中間支援組織の役割等を規定することを目指した取組であること。(既に規定がある都道府県については、より充実した規定を目指した取組であること)
- ・ モデル事業の実施に当たって、都道府県防災担当や福祉担当、県民協働担当等の関係部署が連携した取組であること。

なお、モデル事業の進捗管理のため、内閣府が月1回程度開催するオンライン会議に参加し、他の都道府県の取組状況等も参考にしつつ、取組の充実化を図ること。また、モデル事業を展開していくために、中間報告会や最終報告会等を行うため、これらに会議にも出席し、他の都道府県職員や災害中間支援組織に得られた知見やノウハウを共有すること。加えて、必要に応じて内閣府が個別にヒアリング等を行うことがあるので、これに応じること。

(4) 事業実施に向けた留意事項

- 事業に要する経費は、内閣府が業務委託した委託業者から当該災害中間支援組織（候補団体）や直接請求先等へ支払を行うこととし、都道府県は経由しないこととする。なお、受託業者から支払う金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、1都道府県あたり400万円以下の範囲内で決定する。
- モデル事業終了後、事業内容を総括し、取組の成果や課題、今後の対応策等を取りまとめた最終報告書を内閣府に提出することとする。なお、最終報告書は、他都道府県の取組の参考とするため、内閣府HP等に掲載することを想定している。
- モデル事業の実施にあたっては、各種法令を遵守することとする。

2. 応募方法

(1) 応募書の作成

①作成方法

応募書は別添の様式「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業応募書（別紙1）を使用して作成することとする。（参考資料の別添は可）

②作成上の留意点

応募書は、次の点に留意して作成すること。

- 応募書は原則として、編集可能なword形式で作成すること
- 電子データのファイル名は、
 - ・ 電子データのファイル名は、【行政順No. + 都道府県名】を記載にすること。

(2) 応募書の提出

①提出書類

- ・ 応募書

②応募書の提出方法

各都道府県は、以下③に示す E-mail アドレス宛に、送信すること

- ・ 各都道府県から内閣府へ送信するメールの題名は、

【都道府県名】「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業応募書類の提出について
とすること

③提出先及びアドレス

宛先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、駒井、木南
E-mail bousai18@cao.go.jp

(3) 応募期限

令和5年3月17日（金）17:00まで

3. 選定

(1) 方針

各都道府県から提出された応募書類（事業計画）については、内閣府において内容等の確認を行い、災害中間支援組織の設置・機能強化等を図る上で一定の効果が認められ、有用性が高いと判断されるものを優先的に選定する。また、内閣府としては、本取組が各都道府県において継続的に実施されることを期待していることから、令和5年度の事業計画はもとより、令和6年度以降の取組予定等についても、選定に向けた重要な判断材料とする。

(2) 結果の通知（予定）

選定終了後、3月末までに選定結果を通知する。

4. スケジュール

3月1日（水）	公募開始
3月9日（木）	都道府県担当者オンライン説明会（※事後、動画配信予定）
3月17日（金）	公募締切（応募書の提出期限）
3月下旬	審査・選定
4月	事業開始
令和5年4月から令和6年3月まで ^{注)}	事業実施期間

5. その他

選定したモデル事業の内容は、内閣府と提案した都道府県の間で協議の上、変更することがある。

6. 問い合わせ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、駒井、木南
TEL 03-3502-6984（直通）

(別紙1)

令和5年 月 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当） 殿

都道府県名
担当部局長職・氏名

「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業応募書

令和5年度【内閣府事業】「官民連携による被災者支援体制構築」の推進において、モデル事業の実施を希望しますので、次のとおり提案します。

【都道府県情報、事業概要】

都道府県名	
担当部局連絡先	
連携部局連絡先	

※記載内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付すること。

※上記項目について、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えない。参考資料や補足資料は PowerPoint など任意の様式で可。（その場合は、当該項目の記入欄に参考資料が添付されていることを記載すること。）

【これまでの取組等】

過去の被災状況 (過去10年程度)	
これまでの官民連携による被災者支援の取組実績	

※記載内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付すること。（その場合は、当該項目の記入欄に参考資料が添付されていることを記載すること。）

※箇条書きで記載すること。

【本モデル事業で取り組むことの概要】（〇〇県）

<p>【1】 事業概要</p>			
<p>【2】 事業実施体制（庁内の連携体制）</p>			
<p>【3】 事業実施体制（庁外との連携体制）</p>			
<p>【4】 モデル事業の実施内容、実施方法、経費等</p>	<p>実施内容、実施方法</p>	<p>経費区分</p>	<p>金額</p>
<p>A事業</p>			
<p>B事業</p>			
<p>C事業</p>			
<p>【5】 アピールポイント</p>			
<p>【6】 事業による成果目標</p>			

<p>【7】 令和5年度事業実施スケジュール</p>	
<p>【8】 令和6年度以降の官民連携体制の取組予定</p>	
<p>【9】 特記事項</p>	

※ 公表を前提として記載すること。

※ 実施する事業は、3事業以上記載しても差し支えない。

経費計上の留意事項等

(1) 全般共通事項

- ・モデル事業の実施内容、実施方法、事業実施スケジュールとの整合性に十分留意すること。
- ・また、計上できる経費は、内閣府が指定し通知する事業の実施期間に限る。

(2) 費目ごとの事項

費目	例示
諸謝金	会議や検討会に出席した有識者、研修会・講演会講師等について支出する謝金や報酬等
旅費	会議や検討会に出席した有識者等への交通費及び宿泊費、中間支援組織の団体職員が調査や先進視察するための交通費等
消耗品費	研修会やイベントなどで使用する文具費や資料印刷するためのプリンターインク代等
印刷製本費	災害中間支援組織の活動や取組を紹介するためのパンフレット等の作成費等
通信運搬費	研修会やイベントを開催するための連絡手段として、通話料やインターネット回線の通信費、郵送料・切手代等
借料	研修会やイベントを開催する会場の借料や複写機借料等
職員人件費	モデル事業を実施するにあたって、必要な災害中間支援組織の職員やスタッフの人件費
雑役務費	速記や文字おこし、データ集計、HP作成費、広告宣伝費、あイベント会場設営などを外注する経費

- ・上記の例示に限られるものではなく、その他モデル事業に必要な経費については、対象経費とする。